

平成21年9月18日（金）

（午前9時32分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中西峰雄君）この際報告いたします。  
上久保君ほか7人から平成21年9月18日付をもって議案1件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。  
以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において16番 中谷 晋君、20番 中上君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 認定第1号 平成20年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第18 認定第17号 平成20年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの17件

○議長（中西峰雄君）日程第2 認定第1号 平成20年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第18 認定第17号 平成20年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの17件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました本案に関し、平成20年度決算審査特別委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則

第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

#### 日程第19 議案第13号 市道路線の認定及び廃止について

○議長（中西峰雄君）日程第19 議案第13号 市道路線の認定及び廃止について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 23番 井上君。

〔23番（井上勝彦君）登壇〕

○23番（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。それでは、経済建設委員会に付託されていた議案について、ご報告申し上げます。

去る9月10日の本会議におきまして、本委員会に付託された議案第13号 市道路線の認定及び廃止について を審査するため、9月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第13号は、カネ福株式会社が開発により建設され、現在の所有者である株式会社不動産流通サービスから帰属を受ける旭ヶ丘6号線ほか4路線、国土交通省が京奈和自動車道関連事業として建設され移管を受ける旭ヶ丘8号線、丸石木材住宅株式会社が開発によ

り建設され帰属を受ける胡麻生橋谷1号線ほか2路線、計9路線を新たに市道として認定するとともに、独立行政法人都市再生機構による土地区画整理事業の区域に編入され、市道としての機能・形状がなくなった山内霜草線の一部を廃止するものであり、委員会はさきに現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、旭ヶ丘6号線ほか4路線は、開発後かなりの年数が経過しているが、市道認定が現在に至った経緯について ただしがあり、旭ヶ丘については、カネ福株式会社による開発で平成7年に完成したが、その後、本開発業者が倒産し、平成20年7月、競売により株式会社不動産流通サービスへ所有権が移転されるまで年数を要したため、市道認定が遅れていた との答弁がありました。

山内霜草線の一部廃止については、山内・霜草両区の同意を得られているが、通り抜けできない旨の表示看板を設置できないか とのただしがあり、都市再生機構に対し表示看板の設置を要望したい。また、表示内容等については地元区長等と協議し対応したい との答弁がありました。

今回上程されている旭ヶ丘8号線を含め、京奈和自動車道の側道に接続する箇所への案内表示板の設置について ただしがあり、国土交通省において10月下旬から12月末にかけて約34箇所への案内板設置が計画されている との答弁がありました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 市道路線の認定及び廃止について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（中西峰雄君）日程第20 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）報告します。去る9月10日の本会議において、本委員会に付託された議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、9月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第15号は、橋本市立産業文化会館及び橋本市立温水プールについて、市内外に類似施設が整備されたことなどにより利用者が年々減少しているが、現体制では提案型事業の推進や会員増に向けた取り組みを行うことが難しいため、民間等の経営ノウハウを活用できるよう指定管理者制度を導入するものである。指定管理者については、一般公募

が原則であるが、スポーツ、レクリエーション及び文化の普及振興において、地域に密着し有益な事業展開が期待できる財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を指定することが最適と考え指定するものであり、指定期間は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間とするものである。

委員から、指定管理者の指定については、一般公募を行い、応募者の中で管理運営能力等に関する比較対照を行い、最も適切な指定管理者を選定する必要があるが、比較対照も行わないで、なぜ本団体を指定するのが最適と考えられたのかとのただしがあり、公募、比較を行い決定するのが原則であるが、本市が100%出資して本公社を設立した経緯、同公社による他施設の管理運営実績、本施設の利用目的でもある文化とスポーツの普及振興に関する事業展開を行える点などから判断し、本公社を指定するのが最も望ましいと考えたとの答弁がありました。

管理委託制度から指定管理者制度に変わること、民間事業者等に管理運営を任せられることができるようになったが、従来と同様に市が出資する財団法人を指定するのであれば、管理委託制度を活用していたときと何ら変わりはないのではないのかとのただしがあり、管理委託制度では施設の管理権限や責任は設置者である市が有していたため、施設の使用許可権限などは委託できなかったが、指定管理者制度では議会承認が必要であるものの、当該施設の管理代行者として管理権限が委任され、施設の使用許可権限が与えられている。また、利用料金制も認められており、条例で定めている上限の範囲内であれば施設の利用料金設定を行うことができ、自主事業を行うなど創意工夫を生かした自主的な運営が可能となるため、同じ団体に管理を任せることになっても、運営面で大きな違い

が生じてくるとの答弁がありました。

一般公募せずに、公の施設の管理運営実績を考慮して指定管理者を指定することになれば、管理委託制度における委託団体や指定管理者制度導入時の指定管理者のみが実績を有しており、参入意欲があっても実績のない民間事業者は、参入できる余地がないことになる。一般公募を行い、小さなコストでより効果のある施設活用ができる事業者を育てていくことも重要ではないのかとのただしがあり、他の施設も含めて、指定管理者制度導入時は一般公募せずに指定管理者を指定していることが多いが、将来的には徐々に一般公募に移行する形で考えているとの答弁がありました。

産業文化会館は、文化だけでなく産業振興に寄与する目的も有しているが、この点についてどのように考えているのかとのただしがあり、次年度以降、地場産業の育成、産業振興の拠点となるべく、指定管理者の事業計画に産業振興の項目を入れること、また、商工会等との協議を深めていく必要があるとの答弁がありました。

収支予算書が提出されているが、管理運営に要する経費について、市と指定管理者の負担区分はどうなっているのかとのただしがあり、管理運営に要する経費については、市が支払う指定管理料1年当たり1,900万円と利用料金収入等によって、指定管理者がすべて賄うことになるが、大規模修繕及び駐車場用地に係る経費については市の負担となるとの答弁がありました。

さまざまな理由により、橋本市文化スポーツ振興公社を指定管理者として指定することが望ましいという市の判断は理解できるが、地場産業の振興に寄与するために産業文化会館が設置された経緯も十分に踏まえ、産業振興に関する取り組みを管理運営に係る

事業計画の中に早急に盛り込み、明確化していただきたい。また、商工会やNPO法人等の各種団体との連携を密にして、活性化に向けて取り組んでいただきたいとの意見がありました。

討論に入り、反対の立場から、今回、指定管理者として提案されている橋本市文化スポーツ振興公社の管理運営能力に疑問を持っておらず、収益性だけをとらえているわけではないが、一般公募で新規事業者に参加いただくことで、公共・公的団体と民間事業者が切磋琢磨し、相乗効果による活性化が期待できる。これが指定管理者制度導入の本来の目的であると考えているため、一般公募をせずに指定管理者を指定する本議案に反対するとの討論がありました。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）それでは委員長に質問させていただきます。

今、指定管理者制度の件で委員長報告を受けましたんですけども、かなり、文言の中で実績ということが出てました。私、議案審議のときも述べさせてもらったんですけども、実績というのは何を実績としてやってるのかと。スポーツのことでしたら、確かにいろんな形の中で、橋本市文化スポーツ振興公社に関しては実績を持っていると私は考えております。しかし、市民会館、文化という部分においては、18年度から3年間やって、そして実績となるのは、まず使用料が少なくなった。そして、そのために収入が少なくなった。そういう実績があるんですよ。この実績をもとに、やはりいろんな形の中で、私、前に言いましたけど、数字というのは本当にいろんな

ことを物語ってます。それを実績として踏まえて、議案審議の答弁の中でも副市長、教育次長、いろんな方が実績ということを述べられましたけども、こないマイナスが出ている実績をどういうふうにとらまえて議論を行ったのか。

また、それと、委員会を進めるにあたって、一番目にたしかこの問題が出てきたと思うんですけども、資料がなかったのがこれが後回しになったという中で、なぜその資料が、しっかりした資料が出てきていない、そういう準備もできていないのに、どういうふうなこと、委員会としてしっかりと、本当にこれに対する相手側の準備と委員会の準備の、皆さんができたのかという、その二点、ご質問いたします。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）まず、収入の面ですけども、ここで本会議の質問でも答弁されていたように、選挙の有無ということも大きな影響があった。これがまず一つと、それと、やっぱり公の施設で、収入だけを重視して運営するということはまずいと。なぜなら、何でもどんな、例えば興行してもどういう内容であっても、とにかく使用料さえ上げればいいということであれば、橋本市が運営するかどうか、市の公の財産であるものを、あるいは公序良俗に反するような形で使用させることもありということになりますので、橋本市の文化的側面、あるいは公の秩序、善良の風俗、そういうことを考えた上で使用者も厳選しているという視点もありますので、この点についてはご理解いただきたいと思います。

それから、資料なんですけども、確かに当局の資料の提供というのは遅れておりましたが、1時間ほど待ってきちんとした資料をいただきまして、それをもとに委員会で慎重審議した結果であります。

以上です。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）私が質問している、なぜ資料が遅れるような、これ、提出してきているのに資料が出てなかったのかなど。1時間遅れたから、資料が出てきたからええという部分の中での答弁かと思えますけども、その辺に関しましては、本当にこの議案に対してしっかりももうと思ったら、やっぱり資料というものがなかったら、皆さんちゃんと、きちっとできない部分もありますけども、もう一つ、先ほど、金額を上げるだけが目的ではないということをおっしゃいました。当然そうです。金額だけを上げるのが目的じゃない。ほんまにただで、いろんな形の中で本当に1年間に何百回も利用されて、それでいろんな障がい者の団体の方とか、先ほど言うてたように子どものため、お年寄りのため、いろんな方のために、本当にただのような金額で会館を利用してあげて、それで赤字が出たとかいうんでしたらわかりますよ。多分、どの議員も皆さんすべてわかってます。それでそんな不信感を抱くこともないですけども、ここにおいては、選挙のことを言いましたけど、利用回数も減ってるんです。使用回数がね。使用させてないというか、だから、数字が意味するところはそうなんです。売り上げの金額が減る、イコール利用回数が少ないんですよ。これが実績なんです。

ちなみに、この近所でやっている河内長野市のラブリーホールというのがあるんですよ。皆さんご存じの。これも100%出資の財団です。文化振興財団ですね。河内長野市に問い合わせました。ここは、この振興財団のみです。文化だけのみです。やっています。ここはかなり利用が上げているというのは、この中に精通した人が、いろんな音楽、これ、2カ月後の開催をこういうホームページでうたってる

んですよ。音楽、文化、いろんなものに精通して、呼んでくる力があるんですよ。だから、あそこはしっかりやっていたらいいんですよというふうな、役所から答弁いただいたんですよ。

橋本のホームページを見ましたら、市民会館のご利用、このホームページのA4の1枚にも至らんぐらいの、ここだけです。これを見たときに、頑張っただけからやっていただけ、本当に団体なのか。私はその実績という部分に関しまして、すごくあれなんですけども、利用回数について何かこういうふうな、努力した跡とかそういうのが見えて減ったと、そういうふうな部分の質疑応答はなかったんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）回数が減ったという点についての質疑応答はありませんでした。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）それでは、私は反対の立場からの討論をさせていただきたいと思えます。

先ほども委員長にご質問いたしましたけども、本当に市がよく、先ほど言いました、副市長も、教育次長も言いました実績、私も当然、それは踏まえてやるべきやと思っております。その実績を見させていただいて、いろんな質問をさせていただきました。私、経営しておる人間として、この組織をやっていく、本当にこの団体に任せていいという、そういうふうなことは何一つとして見受けられませ

んでした。

前の議案審議のときも、副市長に、何回この指定管理者をするのにしたんですか、何月頃からやったんですかと言ったら、6月と7月と8月、3回かな、と言いました。

(不規則発言)

○10番(平林崇行君)あ、2月、3月やね。まあ、それはいいですけども、しかし、一番問題なのは、じゃあほんだら審議するにあたって、産業文化会館の作成資料、指定管理者申請書、これが出てきたのが8月の21日です。行政は何を資料に、何をもとに議論したのかなど。先ほど言いました、前の議案でも言いましたように、その三日前の8月18日には、ある団体の、商工会ですけども、やりたいという団体に対して、まだこの資料も出てきてないのに、もう決まってるからあきらめてくれみたいな話をする。本当にそれで文化スポーツ振興公社が実績として認められるのか。

いろいろ実績として市民会館を調査しましたら、当然、先ほど委員長に申し上げましたとおり、利用量並びに使用料が激減している。それも、使用料は選挙頼みやと。選挙があれば何とかなる。そんな運営は、僕はあっているものかなと思っています。それを、売上げが下がってきているのにもかかわらず、利用回数もそうですけども、これを監査が見逃してたのか、どういうふうな監査をしたのかわかりませんが、前と同じ1,000万円でそのままいけますという、そういうふうなことも認めてるんでしょうね。たしか、監査の方は多分、この橋本市文化スポーツ振興公社の幹事か何かやっているとしますのでね。

私は本当に、橋本市が行政改革で曲がり角の中で、大きな問題、これ、二つあると思います。ただの産業文化会館を渡すだけじゃなしに、納得いかない、実績のない、実績って、悪い実績ありますよ。そういうふうなところ

を本当に通していいものかどうか。言うてたように、当然、売上げを上げるだけが目的違いますよ。じゃあほんだら、利用量増やしたってくださいよと。利用量が増えて本当にいろんなところで貢献して、売上げ上がりませんでした、赤字になったんや、わかります。だれでもまずそこ。こういうことを通していけば、どんどんどんどんいろんな物事を決めていくにあたって、やっぱり議会の判断というのが、前から言うておるように地方分権、今回の一般質問で私、やりました。これから4年後、先、橋本市がどういうまちをつくっていくか、そういう部分の中で、本当にこの議会の賛否が問われております。

私は、納得いかないものは絶対に皆さんのお気持ちの中で考えていただきたいという部分と、あと、この財団、100%出資ですけども、いつまでこういうふうな形で赤字を出しても助けていくんですかね。皆さんだっただご存じでしょう。橋本市が今どういう状態なのか。600億円の起債、負債を抱えて、本当にいつになったらこれがいけるんか、好転するんか。いつまで助けてあげるんですかと。いや、助けられるんだっただとずっとやっただとてくれればいいですよ。私が一番危惧しているのは、団体よりもそこに働いている方、この人たちが、やはり一生懸命頑張っている。しかし、こういうふうな赤字を出すところに対して、運営をするということやけど、赤字出したところは、これ、どこから金を持ってくるんですか。市は補填しませんということをはっきり言いましたからね。じゃあほんだら、ほかのもうけたところからこっちへ持ってくるんですか。そういうことは指定管理者で許されるんかどうか私はわかりませんが、それで大変になるのは働いている皆さんです。

ですから、やはり100%出資であると言うんであれば、健全経営をするべきです。健全経

営をするということは、経営者として絶対やってはいけないこと、赤字のところには手を出してはあかん。切るべきなんです。これが経営者してる人の100%の能力です。これをやって赤字を増やして、ほかのところまでずると被害が大きくなれば、本当に橋本市文化スポーツ振興公社で働いている方が路頭に迷う。イコールこの財団の見直しというものが、やっぱり必要になってくると思います。その辺は監査のほうも、どのような形でわかってるのか、それは知りませんが、それはまたおいおい追及しますけども、私は、以上2点、何の実績があってこれを認めるのか。それと、これからの財団をどうしていつてあげるのかという部分を、行き先不明な中で、やはり今回に関しては民間の力を借りながら、そしてこのいろんな当然、財団のほうも力を貸していただいて、みんなで力を合わせながら僕はやっていったらいいと思います。

私は、指定管理者に橋本市がしたところは、だいたい成功していると思うんですよ。保育園、幼保のあれにしてもそうです。皆さん評価ええですよ。だから、その辺も踏まえて、もう一度、どこにするんじゃなく、土俵の上に一回乗せてやりたいところと、いっぺん募って、それとしっかり協議をして、私は、やる時間はまだまだあると思います。今ここで決定する必要はないと思うんです。そういうふうな民間の活力、これが第一ですので、そういう人にもチャンスを与えるために、今回、この議案に対しては反対という立場でありますので、どうぞ皆さん、よろしく願います。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方、ありませんか。

24番 中西 健君。

〔24番（中西 健君）登壇〕

○24番（中西 健君）ただ今、議案となって

おります15号の、公の施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をいたします。

橋本市文化スポーツ振興公社という、設立できたのは皆さんご承知のとおり、橋本市出資100%の公社であります。なぜこれが設立されたかといいますと、いわゆる今まで公の施設を市で管理をされておったわけですが、行財政改革の中で経費削減を図る意味から、受け皿として橋本市文化スポーツ振興公社というのが設立した経緯があるわけで、それは私が言うまでもなく、皆さん方もご承知のとおりであります。

今回の件につきましても、産業文化会館というのは多くの市民が利用されておる実績もあります。なおまた、これからも多くの市民の方々が利用されるわけです。先ほど、反対討論もあり、委員会でも、なぜ民間を選ばなかったということも質疑もありましたが、この選ぶについては、やはり公の指定管理者をつくるについては民間にも開放すると、こういうような市のスタンスは持っておるんですけども、この中で、市民の多くの方々が使われるについては、やはり安心して、そして安全であるというのが市民に対しての前提条件であろうというふうに思います。また、管理費についてでも、1年1,600万円ということになっておりますけれども、果たして民間の方々が、それだけの予算で市民の信頼に、また期待に応えられるだけの能力があるかということも考えるときに、やはり管理能力の実績のある、橋本市文化スポーツ振興公社に管理をお任せするのが、私は順当であろうと。それによってまた、橋本市文化スポーツ振興公社としても、やはりそのことを受けて、先ほどから指摘されておりますいろんなことについても、積極的に展開をしていただきたいと、こういう思いもあります。

こういうような多くの市民が参画する中で、

苦情、また事故、それらもやっぱり考えていかなきゃならんということで、そのことによって責任が問われるわけでありますから、100%橋本市出資の文化スポーツ振興公社がやっぱりその管理をすることが、私は市民の信頼に答えていくのではなかろうか、こういう思いで賛成の討論といたしたいと思いません。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方、ありませんか。

11番 岩田君。

〔11番（岩田弘彦君）登壇〕

○11番（岩田弘彦君）議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

2003年6月に、地方自治法の一部改正により指定管理者制度という方向性が見えて、当市もそれ以来、条例を改正をいたしまして指定管理者制度というのを取り入れておるんですが、委員長報告にもございましたが、管理委託制度と指定管理者制度の一番大きな違い、それは、やっぱり今までは管理委託制度では認められていたのは、まあ言えば、市が2分の1以上出資する出資法人、公共団体、公的団体は認められておりましたが、NPOや民間企業などは、民間企業の事業者はもう対象外でした。それで、そのまま良かったのであれば、管理委託制度から指定管理者制度の導入を図ろうという方向性は出なかったと思います。それではだめなので、指定管理者制度を導入することによって、NPOや民間企業や民間事業者など参画のチャンスを与えることによって、切磋琢磨することによって、今回出ている施設を活性化していけたらいいのではないかとということで、指定管理者制度を導入になってると思います。これが大きな理由やと思います。それを当市も必要という

ことで条例化したわけです。

その中で、今までもいろんな指定管理者制度導入で管理者を指定してまいりましたが、今回のこの施設につきましては、私は一番民間の活力を活用しやすいところであると思います。安全・安心につきましては、そんなものは当たり前の話です。安全・安心が確保される中で、一般公募をして選んでいくというのが本来の姿ですので、安全・安心の確保は、一般公募のどこを選ぶかのときにきちんと審査して、あと、きちんと指導するなりチェックするなりして、場合によっては許可を取り消したらいいだけの話やと私は思います。一番問題なのは、一般公募で新規参入を妨げているのではないかとというのが私は一番心配するわけです。公共、公的団体と民間事業者と一般公募という形をまず取り組めば、お互いに切磋琢磨し、橋本市の活性化につながると私は思います。

で、今までやってきてますが、唯一可能性が高いこの施設に、一般公募をすることに門戸を広げようともしていない状態で、この橋本市文化スポーツ振興公社一本に指定をするという、こういう方法、手法について、私はよしとしないと思います。本来の姿である一般公募型にした中で、その結果として、十数年前から橋本市文化スポーツ振興公社はありますので、その十数年前から足腰を鍛えらんなんという、委員会、答弁もありましたが、十数年たってるのに足腰が鍛えられてないことがおかしいのであって、それであるのであれば、きちんと切磋琢磨する環境の中で、一般公募もシステムに取り入れた中で橋本市文化スポーツ振興公社がいいんだと、そういうふうになれば、市民の目も橋本市文化スポーツ振興公社に対する信頼は高まるはずで、そういう手続きをしていない今回の議案について反対いたします。

皆様のご賛同をいただけますように、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方、ありませんか。

16番 中谷 晋君。

〔16番（中谷 晋君）登壇〕

○16番（中谷 晋君）賛成の立場で一言申し上げたいと思います。

もともと、行政改革という大きなうねりの中で本議案が提出されたということは、議員の諸君も十分ご承知であると思います。そういう中で、若干手違い等があったことについて、反対というような意見もありますけれども、私はその反対意見の中で出てきました、監査をきっちりやっておるのかという言葉がありましたので、当時、私は議会推薦で監査をやっておった建前上、相許しがたき発言であるというふうに認識をいたしまして、本席に立たせていただいております。

手抜きがあったような発言があったと思いますので、それは本人自身にご訂正を願うのは当然ですけれども、スポーツ団体が市民会館を管理委託されてますことは認識して、そういうことを監査いたしたことも事実でございます。が、売り上げが減ったことが管理委託したことに責任を転嫁するというような監査は行っておりません。当然、管理委託された事業について、その経営方針を是か非かという判断を下して運営をしたというふうに承っておりますので、その時点で監査はよしということでございます。

一方、今回提出されてます高野口の産業文化会館と温水プールの管理委託については、当然、維持管理については、ご承知のとおりかなりの事業費がかかっております。これを少なくとも何パーセントでもスリムにして、利用者の便を図りたいというのが当局の提案理由であると思います。民間云々が先ほどか

ら言われておりますけれども、一方のプールのほうについては、ある程度利益が上げられる可能性を秘めておりますけれども、産業文化会館のほうについては、利益を上げるということは非常に難しいと。当然、設立当時の産業に関することが基本になりますので、この点については、これからも行政は、それはそれなりの指導監督並びに経費の云々も入ってこようかと思えます。そういうことを含めて、行政改革の一環として温水プールと産業文化会館と一緒にして管理委託したいということですので、これは妥当性を感じますので、私は賛成の立場でものを言わせてもらいました。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。